

平成 2 2 年 6 月 1 7 日（ 木曜日 ）

議 事 日 程 第 4 号

平成 2 2 年 6 月 1 7 日（ 木曜日 ） 午前 1 0 時開議

第 1 . 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第 1 0 3 号

1 件

第 2 . 議案第 1 0 3 号 由利本荘市教育委員会委員の任命について

第 3 . 委員長審査報告

第 4 . 報告第 2 号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第 5 . 報告第 3 号 由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第 6 . 報告第 4 号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第 7 . 報告第 5 号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例専決処分報告

第 8 . 報告第 6 号 平成 2 1 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 5 号）専決処分報告

第 9 . 報告第 7 号 平成 2 1 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 1 0 . 報告第 8 号 平成 2 1 年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 1 1 . 報告第 9 号 平成 2 1 年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 1 2 . 報告第 1 0 号 平成 2 1 年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 1 3 . 報告第 1 1 号 平成 2 1 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 1 4 . 報告第 1 2 号 平成 2 1 年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 1 5 . 報告第 1 3 号 平成 2 1 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第 1 号）専決処分報告

第 1 6 . 報告第 1 4 号 平成 2 2 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

第 1 7 . 報告第 1 5 号 平成 2 2 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 2 号）専決処分報告

第 1 8 . 議案第 8 5 号 由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

第 1 9 . 議案第 8 6 号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例案

第 2 0 . 議案第 8 7 号 由利本荘市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案

- 第21．議案第 88号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
 第22．議案第 89号 由利本荘市PR館おおうち条例の一部を改正する条例案
 第23．議案第 90号 由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案
 第24．議案第 91号 由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案
 第25．議案第 92号 道川地区地域水産物供給基盤整備第15103号工事請負変更契約の締結について
 第26．議案第 93号 物品（小型動力ポンプ付積載車）購入契約の締結について
 第27．議案第 94号 平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）
 第28．議案第 95号 平成22年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第1号）
 第29．議案第 96号 平成22年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
 第30．議案第 97号 平成22年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 第31．議案第 98号 平成22年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 第32．議案第 99号 平成22年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 第33．議案第100号 平成22年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第1号）
 第34．議案第101号 平成22年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第1号）
 第35．議案第102号 平成22年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第1号）
 第36．陳情第 4号 由利本荘市議会議員の条例遵守と議事に利害を有する議員の除斥を求める陳情
 第37．陳情第 5号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書提出についての陳情

本日の会議に付した事件

第1号から第37号までは議事日程第4号のとおり

第38．追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第3号

1件

第39．委員会発案第3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について

出席議員（30人）

1番 伊藤岩夫	2番 渡部聖一	3番 佐々木隆一
4番 佐藤譲司	5番 大関嘉一	6番 作佐部直
7番 湊貴信	8番 高橋信雄	9番 若林徹
10番 高橋和子	11番 堀友子	12番 佐藤勇
13番 今野晃治	14番 今野英元	15番 堀川喜久雄

16番 渡部 専一	17番 長沼 久利	18番 伊藤 順男
19番 佐藤 賢一	20番 鈴木 和夫	21番 井島 市太郎
22番 齋藤 作圓	23番 佐々木 勝二	24番 本間 明
25番 佐々木 慶治	26番 土田 与七郎	27番 佐藤 竹夫
28番 村上 亨	29番 三浦 秀雄	30番 渡部 功

欠席議員（0人）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	村上 健司
副市長	藤原 由美子	教育長	佐々田 亨三
企業管理者	藤原 秀一	総務部長	土田 隆男
企画調整部長	小松 慶悦	市民福祉部長	荘司 和夫
農林水産部長	小松 秀穂	商工観光部長	渡部 進
建設部長	熊谷 幸美	矢島総合支所長	植村 清一
岩城総合支所長	今野 光志	由利総合支所長	三浦 貞一
大内総合支所長	鈴木 一	東由利総合支所長	工藤 良
西目総合支所長	加賀 秀喜	鳥海総合支所長	土田 修
消防長	土田 喜一郎		

議会事務局職員出席者

局長	伊藤 篤次	長	遠藤 正人
書記	高橋 知哉	書記	石郷岡 孝
書記	鈴木 司	書記	今野 信幸

午前 9時59分 開 議

議長（渡部功君） おはようございます。恵みの雨が降りまして大地も潤ったところがあります。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。このたび追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

議長（渡部功君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第103号由利本荘市教育委員会委員の任命についてを上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） おはようございます。

本日追加提出いたしました議案の説明に先立ちまして、5月18日開催の市議会全員協議会で経過報告させていただきました、岩城・松ヶ崎地域統合小学校建設候補地の決定について報告申し上げます。

教育委員会では、6月3日に3地区合同の住民説明会を開催して、これまでの経過と最終的に残った3つの候補地について改めてご説明申し上げます。

その後、去る8日の教育委員会臨時会において、建設推進委員会を初めとする住民の皆さんのご意見や、何度か行われた現地調査、また、これまでの検討結果を踏まえて、3カ所の候補地の中から教育委員会としての建設候補地が松ヶ崎亀田インターチェンジ・磐田電工周辺に決定された旨、報告を受けました。

教育委員会では、どの候補地についてもスクールバスでの通学体系の確立を基本に、地域とのつながり、安全・安心の確保、建設地盤の安定性や造成コスト、将来の小・中連携時の用地確保、さらには、地域に学び、地域の教育力を活用した、鍛え、学び合う環境が整っているかなど、子供たちにとって夢のある学校づくりを念頭に置きながら多方面にわたって比較検討してきたものであり、具体的には、1、土砂災害等自然災害発生の可能性が低く安全・安心な場所であること。2、計画区域内に市有地があること。3、山の切り崩しなどがなく、造成費の抑制が可能なこと。4、小・中連携を考慮した場合の用地確保が可能なこと。5、塩害の可能性が低いこと。6、敷地の高低差がないこと。7、スクールバスのアクセスが容易なこと。8、集落に隣接しており、地域の見守りが可能なこと。9、史跡や少年自然の家の活用など、豊かな体験活動の展開が可能であること。10、開けた土地で開放的なこと。などの理由により、落ち着いた教育環境をあわせ持つ立地条件の優位性から決定されたものであるとの報告でありました。

市としても教育委員会の決定を受けて検討しました結果、同様の理由により同地が候補地として最適であると判断したところであります。

今後は地域住民の方々に選定経過と結果について説明し、ご理解をいただくとともに、平成26年4月の開校を目指して諸手続を進めてまいる所存でありますので、ご理解をお願いします。

それでは、提出議案についてご説明申し上げます。

本日追加提出いたしました案件は、人事案件1件であります。

議案第103号由利本荘市教育委員会委員の任命についてであります。

由利本荘市教育委員矢萩富貴氏の任期満了に伴い、後任といたしまして三船文夫氏を選任いたしたく、提案申し上げます。

同氏の略歴につきましては、お手元に配付いたしました履歴書にありますとおり、昭和47年4月から秋田県教職員として勤務され、長年にわたり教育行政の運営に尽力されてきた方です。

本市の地域事情にも明るく、知識、経験とも非常に豊富な方であり、市の教育振興の推進にお力添えいただきたいと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の皆様の同意をお願いするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（渡部功君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第103号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第103号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第103号については、質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第103号については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第2、議案第103号由利本荘市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案については直ちに採決いたします。本案の採決は無記名投票をもって行います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【今野書記議場閉鎖】

議長（渡部功君） ただいまの出席議員は議長を除く29名であります。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【高橋、石郷岡、鈴木、今野書記投票用紙配付】

議長（渡部功君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【高橋書記投票箱確認】

議長（渡部功君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。原案に同意する諸君は「賛成」と、原案に不同意の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、それ以外の記載については、否とみなします。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

繰り返します。原案に同意する諸君は「賛成」と、不同意の諸君は「反対」と記載してください。十分ご留意お願いいたします。

点呼を命じます。

【遠藤次長の点呼に応じ各議員投票】

議長（渡部功君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【今野書記議場開鎖】

議長（渡部功君） これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番湊貴信君、10番高橋和子さん、15番堀川喜久雄君の3名を指名いたします。よって、3名の諸君の立ち会いをお願いいたします。

【立会人湊貴信君、高橋和子君、堀川喜久雄君の立ち会いの上、
遠藤次長、石郷岡書記開票】

議長（渡部功君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

うち有効投票29票。

有効投票中、賛成29票。

以上のとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって、議案第103号由利本荘市教育委員会委員の任命については、三舩文夫氏を教育委員会委員に任命することについて同意することに決定いたしました。

この際、ただいま同意されました三舩文夫氏がお見えになっておりますので、あいさつをお願いいたします。

【三舩文夫君登壇】

三舩文夫君 ただいまご紹介いただきました三舩文夫でございます。議員の皆様方にはご同意いただきまして大変ありがとうございました。

今、市内には教育に関しまして私など足元にも及ばないようなすぐれた実績、実力のお持ちの方が大勢おられます。その中で私が今この立場に立ちましたことを重く受けとめております。私といたしましては、ついこの間まで市内の義務教育の現場に勤めさせていただいた者として、この経験をもとにしながら、これからも精進、研修を積み重ねまして、そして市民の方々のご意見をいただきながら、先輩の委員の方々との協議を重ねながら、本市教育の充実発展のために少しでも寄与できますように誠心誠意頑張っ
てまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（渡部功君） これより報告第2号から報告第15号までの14件並びに議案第85号から議案第102号までの18件並びに陳情第4号及び陳情第5号、2件の計34件を一括上程し、日程第3により各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。28番村上亨君。

【総務常任委員長（村上亨君）登壇】

総務常任委員長（村上亨君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

このたびの定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告5件、条例関係4件、補正予算2件の計11件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正に係る専決処分報告であります。

報告第2号由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告及び報告第3号由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告であります。これは地方税法等の一部改正に伴い、市税条例では、65歳未満の公的年金に係る所得を有する給与所得者について、平成22年度以後、年金所得に係る所得割額も給与から特別徴収ができるようにしたことや所要の条文の整備をしたこと、都市計画税条例は、地方税法附則第15条の改正に伴い所要の条文の整備をしたことなど、いずれも4月1日付で施行を要することから、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

この2件の条例の一部を改正する専決処分報告については、上位法の改正に基づくものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算に係る専決処分報告であります。

報告第6号平成21年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第5号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款から5款、7款、8款、10款、12款から18款、20款及び21款、歳出では2款、9款、12款及び14款であります。さらに地方債補正の変更であります。

歳入については、年度末の交付額の確定及び収入見込みによる補正であり、特に10款地方交付税では9億770万9,000円を増額したものであります。

歳出については、事業費の確定及び支出見込みによる補正であり、特に2款総務費では、財政調整基金積立金及び減債基金積立金などの積立金10億7,010万9,000円を増額したものであります。

なお、歳入歳出の調整により、14款予備費を2億6,139万9,000円増額したものであります。

また、地方債補正では、14事業の市債の確定により起債限度額を変更したものであります。

次に、報告第14号平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款と地方債補正の追加であります。これは、市道鶴潟水沢線の地すべり災害復旧費などの経費に關しての一般財源分として、19款繰越金を1,799万6,000円増額したものであります。

また、地方債補正では、公共土木施設災害復旧事業の限度額等を設定したものであります。

次に、報告第15号平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは歳入19款であります。これは住宅リフォーム助成金の補正に伴い、その財源として19款繰越金を6,000万円増額したものであります。

以上のとおり、報告第6号については年度末の確定及び精算見込みによるもの、また、

報告第14号及び報告第15号については災害復旧等及び住宅リフォーム助成に係るものであり、この3件の補正予算専決処分報告の当常任委員会付託分について報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例の一部改正についてであります。

議案第85号由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関連条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第86号由利本荘市税条例の一部を改正する条例案であります。これは地方税法の一部改正等に伴い、年少扶養控除廃止後における扶養情報の把握方法に関しての個人市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族に関する申告書の提出並びに本年10月1日以後に売り渡し等が行われる製造たばこの税率の引き上げなどについて、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第87号由利本荘市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは過疎地域自立促進特別措置法に基づく対象業種の変更及び固定資産税の課税免除にかかわる減収補てん措置の適用期間が1年間延長されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第89号由利本荘市PR館おおうち条例の一部を改正する条例案であります。これはPR館おおうちの管理について指定管理者制度の導入を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上のとおり、4件の条例の一部改正についてはいずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

議案第94号平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から20款、歳出では1款、2款、7款、9款及び12款であります。さらに地方債補正の変更であります。

当常任委員会に関連する各款の職員人件費以外の歳入歳出の主な内容についてご報告申し上げます。

歳入では、13款使用料及び手数料において、機構改革に伴う移動通信用鉄塔設備使用料の組み替えのため、補正の増減はないものであります。

14款国庫支出金は、先例地生活再建実態調査中止に伴う生活再建対策事務委託金の減額であります。

15款県支出金は、西目方面線路線再編事業に係る地域公共交通再編促進車両購入費補助金などの補正であります。

16款財産収入及び17款寄附金は、機構改革に伴う組み替えのため、補正の増減はないものであります。

18款繰入金は、民間資金繰り上げ償還に充当するため減債基金繰入金を増額、平成21年度3月補正計上分と当初予算計上分の重複分などの地域雇用創出推進基金繰入金を減額、定住自立圏関連事業分として定住自立圏創造基金繰入金を増額、また、石脇財産区会計からの繰入金を増額しようとするものであります。

19款繰越金は、歳出に係る一般財源分として増額しようとするものであります。

20款諸収入は、地域公共交通活性化再生協議会貸付金元利収入及びコミュニティー事業推進助成金の補正、サマージャンボ宝くじ市町村交付金の増額が主なものであります。

歳出では、2款総務費において、待遇研修などの職員研修費の増額、情報センター特別会計への繰出金の増額、モントルージャズフェスティバル出演補助金、市民憲章碑改修委託料、光ケーブルの電線共同溝への配線切りかえに要する経費、由利地域のコミュニティー助成事業費補助金及びエルタックス（地方税ポータルシステム）への国税連携システム導入費用の補正、地域づくり推進事業の組み替え補正が主なものであります。

7款商工費は、地域公共交通活性化再生協議会貸付金及び西目方面線路線再編事業に係る経費の補正であります。

9款消防費は、国民保護協議会関係経費の歳出2款からの組み替え及び地域防災計画の加除分の印刷製本等に要する災害対策費の補正が主なものであります。

12款公債費は、民間資金繰り上げ償還に伴う長期債償還金元金2億9,940万5,000円を補正しようとするものであります。

また、地方債補正では、3事業で起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第95号平成22年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第1号）であります。職員人件費や車両1台分の所管がえに伴う経費を増額するもので、一般会計繰入金で調整し、歳入歳出に1,124万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ3億1,919万6,000円にしようとするものであります。

以上のとおり、一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び情報センター特別会計の補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。17番長沼久利君。

【教育民生常任委員長（長沼久利君）登壇】

教育民生常任委員長（長沼久利君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告5件、条例関係2件、補正予算2件、契約の締結1件の計10件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、報告第4号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告についてであります。これは地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の医療給付分の課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を12万円から13万円に変更するとともに、倒産や解雇等により離職した被保険者の総所得金額の取り扱いに対する特例措置の新設や被用者保険の被扶養者であった者の国民健康保険税の軽減措置の継続などを規定するため、関係条文を整備したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、報告第6号平成21年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第5号）専決処分報告についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入11款から16

款、18款、20款、21款と、歳出3款から5款、9款、10款についてであります。

全般的に、歳入につきましては国・県支出金等の確定及び年度末精査による補正であり、歳出につきましては事業費の確定及び年度末精査による補正であります。その主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入11款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定による増額であります。

12款分担金及び負担金は、額確定による保育所入所者負担金滞納繰越分の減額であります。

13款使用料及び手数料では、鳥海診療所使用料及び焼却場使用料の増額が主なものであります。

14款国庫支出金及び15款県支出金では、障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び新型インフルエンザ予防接種補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入は、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入の増額であります。

18款繰入金は、障害者自立支援対策臨時特例交付金基金繰入金の減額であります。

20款諸収入では、地域支援事業受託収入及び有料指定ごみ袋売上代の減額が主なものであります。

21款市債では、小学校改修事業債、小学校石綿除去事業債及び中学校改修事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。3款民生費では、1項社会福祉費において、精査による介護予防等事業費及び障害者自立支援費、福祉医療費の確定による福祉医療支給事業費の減額が主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、額確定による保育所入所措置事業費の減額が主なものであります。

また、3項生活保護費においては、精査による扶助費の減額が主なものであります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、精査による健康増進事業費及び鳥海診療所運営費の減額、感染症等予防対策費の増額が主なものであります。

また2項清掃費において、精査による有料指定ごみ袋作製管理委託料、本荘処理センター及び鳥海処理センター管理費の減額が主なものであります。

5款労働費では、1項2目労働施設費において、矢島勤労青少年ホーム管理人賃金の減額が主なものであります。

9款消防費では、1項消防費において、精査による消防管理費の減額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において、精査によるスクールバス運行事業費の減額であります。

また、2項小学校費においては、精査による地上デジタル放送受信工事に係る工事請負費及び西目小学校に係る工事費の請負差額による学校建設費の減額が主なものであります。

また、3項中学校費においては、同じく精査による地上デジタル放送受信工事に係る工事請負費及び本荘南中学校環境整備工事に係る工事費の請負差額による学校建設費の減額が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、精査による西目幼稚園運営費の減額が主なものであ

ります。

また、5項社会教育費においては、精査による地域社会教育施設等管理費及び笹子公民館に係る社会教育施設整備事業費の減額が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、精査による体育館等各体育施設管理費及び給食施設管理運営費の減額が主なものであります。

次に、報告第7号平成21年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。歳入においては国・県支出金等の確定による療養給付費等負担金及び保険財政共同安定化事業交付金の増額が主なものであり、歳出では国・県支出金等の確定による財源更正、精査による高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の減額、予備費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ4億7,326万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を99億6,018万8,000円としたものであります。

次に、報告第8号平成21年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。歳入においては寄附金の増額であり、歳出では受納した寄附金を基金に積み立てるための積立金の増額であり、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を9,727万7,000円としたものであります。

次に、報告第14号平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出3款と4款についてであります。

まず、3款民生費では、3項生活保護費において、生活保護家庭訪問車リース料の増額であります。

次に、4款衛生費では、2項清掃費において、大内最終処分場の閉鎖に係る測量・調査・設計業務委託料及び岩城最終処分場の地質調査業務委託料の増額であります。

以上、ご報告申し上げました4件の補正予算専決処分報告につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例関係についてご報告申し上げます。

初めに、議案第88号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります。これは平成22年度の国民健康保険税の税率改定に伴い、関係条文を整備するものであります。

今年度の税率改定につきましては、被保険者の高齢化や平成20年度医療制度改革等に伴い予測される保険給付費が増加する見込みであるほか、精算による前期高齢者交付金の大幅な減額や近年の経済情勢の低迷による国保加入世帯の課税所得の落ち込みなどにより、国民健康保険税に求める必要額が増額となることから、税率を引き上げようとするものであります。

なお、この税率に改定いたしましても5億4,700万円程度の単年度赤字が見込まれますが、税負担が大幅に上昇することから、今年度においては繰越金や基金などで賄い最小限の税率にとどめたとのことであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第90号由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案についてであります。これは総務省令の一部改正により、燃料電池発電設備に固体酸化物型燃料電池を

追加するとともに、個室型店舗の避難管理について外開き戸の自動閉鎖措置に関する規定を整備するため、関係条文を整備するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、契約の締結についてご報告申し上げます。

議案第93号物品（小型動力ポンプ付積載車）購入契約の締結についてであります。これは由利、東由利及び鳥海の各支団に配備する小型動力ポンプつき積載車3台の購入について、指名競争入札の結果、株式会社タカギと2,303万7,000円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告申し上げます。

初めに、議案第94号平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、15款、17款、20款と歳出2款から5款、9款、10款についてであります。

なお、職員人件費については4月1日付の定期人事異動に伴う補正でありますので、人件費以外の主なものについてご報告申し上げます。

初めに歳入についてであります。14款国庫支出金では、次世代育成支援対策交付金及び生活保護システム改修に係る生活保護適正実施推進事業費補助金の増額が主なものであります。

15款県支出金では、介護福祉施設整備に係る秋田県介護施設開設準備経費補助金及び次世代育成支援対策交付金より移管されたことによる児童育成事業費補助金の増額、逆に次世代育成支援対策交付金へ移管したことによる子育て支援センター事業費補助金の減額が主なものであります。

17款寄附金は、由利本荘市理科教育振興寄附金の追加であります。

20款諸収入では、任期終了による秋田県消防学校派遣費の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、1項11目交通安全対策費において、所管がえによるコピー機リース料の増額が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対する難聴児補聴器購入助成事業及び介護福祉施設整備に係る地域密着型施設開設準備経費補助金の増額が主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、乳幼児安全安心対策事業に係る公立保育園10園へのAED設置に要する経費と感染症予防対策物品の購入に要する経費及び母子生活支援施設新規入所措置委託料の増額が主なものであります。

また、3項生活保護費において、レセプト電子化に伴う生活保護システム改修に要する経費の追加が主なものであります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、旧町7地域と由利組合総合病院を結ぶ遠隔地域用再来受付システムの整備に係る経費の増額が主なものであります。

また、2項清掃費においては、工法等の変更による岩城最終処分場の閉鎖対策工事に係る経費の増額が主なものであります。

5款労働費では、1項2目労働施設費において、本荘勤労青少年ホームの修繕に要する経費の増額が主なものであります。

9款消防費では、1項消防費において、心電図モニターの修理及び消防格納庫のトイレ修繕等に要する経費の増額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において、由利本荘市理科教育振興会助成金の増額が主なものであります。

また、2項小学校費においては、3校分の耐震補強工事実施設計委託料及び西目小学校の特色ある教育活動事業に係る経費の追加、校舎や設備の修繕等が地域活性化・きめ細かな臨時交付金対応となったことによる減額が主なものであります。

また、3項中学校費においては、1校分の耐震補強工事実施設計委託料の追加、校舎や設備の修繕等が地域活性化・きめ細かな臨時交付金対応となったことによる減額が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、西目幼稚園運営費の増額であります。

また、5項社会教育費においては、図書館ネットワーク化推進事業に係る図書検索端末機器の購入に要する経費及び図書環境整備事業に係る書架・備品等の購入に要する経費の追加が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、体育館等各体育施設の修繕に要する経費の増額が主なものであります。

次に、議案第96号平成22年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては繰越金の増額であり、歳出では人事異動に伴う職員人件費の増減額、鳥寿苑の修繕に要する経費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ824万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を9億6,358万9,000円にしようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました2件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。12番佐藤勇君。

【産業経済常任委員長（佐藤勇君）登壇】

産業経済常任委員長（佐藤勇君） 産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告4件、補正予算2件、変更契約の締結1件、陳情1件の計8件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

最初に専決処分報告であります。当委員会に審査付託になりました主な内容をご報告いたします。

初めに、報告第6号平成21年度一般会計補正予算（専決第5号）専決処分報告であります。

まず歳入であります。13款使用料及び手数料においては、利用実績に基づく農業及び観光施設使用料の増減額、14款国庫支出金においては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の確定による減額、15款県支出金においては、事業費確定による農林水産業費及び災害復旧費補助金の精査に伴う増減額、16款財産収入においては、家畜売払収入

等の額確定に伴う増減額、20款諸収入においては、やまゆり食堂・売店などの南由利原販売収入等雑入の増減額、21款市債においては、農山漁村活性化事業債及び林道災害復旧事業債の確定による増減額であります。

続いて歳出であります。6款農林水産業費においては、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業費確定による減額、民有林整備促進事業費確定による減額が主なものであります。7款商工費においては、中小企業融資斡旋資金利子補給金の額確定による減額と各観光施設運営に係る需用費等の精査による増減額が主なものであります。11款災害復旧費においては、本荘・岩城地域の林道災害復旧事業費確定による減額であります。

次に、報告第12号平成21年度休養宿泊施設運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。特別会計廃止に伴う財政調整基金の精算により歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1,838万4,000円とするものであります。

次に、報告第13号平成21年度スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。矢島スキー場の今年度営業終了に伴う精算によるもので、歳入においてはリフト収入等の減額、歳出においては需用費等スキー場管理費の減額で、歳入歳出それぞれ169万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億2,508万1,000円とするものであります。

最後に、報告第14号平成22年度一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。

歳入20款諸収入では、岩城風力発電施設の落雷による損害保険収入であります。

歳出6款農林水産業費では、大内地域大谷地区の排水対策特別事業負担金の追加、7款商工費では、歳入20款で触れました岩城風力発電施設の修繕料、岩城・東由利地域の道の駅温泉施設の修繕料の追加であります。

以上、4件の補正予算に係る専決処分につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算についてご報告いたします。

初めに、議案第94号平成22年度一般会計補正予算（第3号）であります。当委員会に審査付託になりました主な内容についてご報告いたします。

まず、歳入であります。15款県支出金につきましては、県内就職支援・観光施設利用促進事業の補助金の増額、今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業の繁殖用雌牛導入、自家保留を追加するための補助金の増額及び治山工事費補助金の増額であります。

続いて歳出であります。各款に共通する職員の定期人事異動に伴う人件費補正以外の主なものについてご報告申し上げます。

6款農林水産業費につきましては、集落支援員設置に係る経費の追加、歳入15款で触れました繁殖用雌牛導入、自家保留に対する補助のための経費の追加、由利・東由利地域の県単局所防災事業費の追加が主なものであります。

7款商工費につきましては、本荘工業団地ガスプラント施設工事の資金借入金利子補給の追加、歳入15款で触れました第三セクター6カ所の臨時、嘱託職員賃金6カ月の延長分に係る県内就職支援・観光施設利用促進事業費の追加、また、市内出身の著名人に観光大使を委嘱するための経費、観光客に農業体験などをしていただく由利本荘魅力発

掘ツアーに係る経費、首都圏・仙台圏観光PR及び物産販売に係る経費の追加が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、西目地域林道4路線の修繕費の追加であります。

最後に債務負担行為であります。歳出7款で触れました本荘工業団地ガスプラント施設工事資金借入金利子補給について、今年度から平成34年までの12カ年の期間を設定するものであります。

次に、議案第100号平成22年度スキー場運営特別会計補正予算(第1号)であります。矢島スキー場の放送・照明施設移設工事及び旧発券売場解体工事費の追加であります。その財源として前年度繰越金を充てるもので、歳入歳出それぞれ274万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億5,585万1,000円とするものであります。

以上、補正予算2件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第92号道川地区地域水産物供給基盤整備第15103号工事請負変更契約の締結についてであります。これは第1回定例会で議決され、村岡建設工業株式会社と1億7,850万円で締結した契約を変更するものであります。

その内容は、道川漁港北防波堤先端部分の消波工について流砂の解消など防波堤の安定を図るため、仮巻きどめを本巻きどめに変更するものであり、契約金額を1,288万9,800円増額し1億9,138万9,800円に変更しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてご報告いたします。

陳情第5号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書提出についての陳情であります。これは働く者・市民が協同で出資し、経営し、働く、協同労働を旨とした協同組合法の速やかな制定を求める意見書を国に提出することを求めるものであり、その願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長(渡部功君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。24番本間明君。

【建設常任委員長(本間明君)登壇】

建設常任委員長(本間明君) 建設常任委員会の審査結果を報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告7件、条例改正1件、補正予算6件の合計14件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、報告第5号由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例専決処分報告についてであります。これは本荘地域の松ヶ崎地区に4カ所、新たに合併処理浄化槽を設置したことに伴い、別表に特定地域生活排水処理施設として追加したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、報告第6号平成21年度由利本荘市一般会計補正予算(専決第5号)専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、15款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。

なお、市の機構改革等により今定例会から集落排水事業関係を当常任委員会で所管することになりましたので、報告いたします。

主な内容は、年度末において確定しました歳入及び歳出各項目の補正であります。

まず歳入において、14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金の減額及び公営住宅建設事業費補助金の増額であります。

15款県支出金では、県道除雪委託金の増額であります。

21款市債では、道路改良事業債、公共土木施設災害復旧事業債等の減額などでありませ

一方、歳出では、4款衛生費で簡易水道事業繰出金の増額であります。

6款農林水産業費では、1項8目集落排水事業費において、集落排水事業繰出金の減額であります。

8款土木費では、事業精査による土木管理事務費、道路新設改良事業費等の減額、まちづくり交付金事業費の組み替え補正及び公共下水道事業繰出金の減額などでありませ

11款2項公共土木施設災害復旧費では、事業精査による現年災害復旧費等の減額であります。

次に、報告第9号平成21年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。歳入においては精算見込みにより下水道使用料を増額、一般会計繰入金を減額し、歳出においては処理施設維持管理費を減額したものであり、歳入歳出それぞれ467万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を30億9,325万3,000円としたものであります。

次に、報告第10号平成21年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。歳入においては基金積立金利子の増額、一般会計繰入金の減額及び事業費確定に伴う市債の減額であり、歳出においては処理施設維持管理費や各地区での事業費を精算見込みにより減額、基金積立金を増額し、予備費で財源調整したものであり、歳入歳出それぞれ3,020万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を32億9,941万6,000円としたものであります。

また、地方債補正であります。事業確定により農業集落排水事業及び特定地域生活排水事業の起債限度額を変更したものであります。

次に、報告第11号平成21年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。歳入においては地域活性化・公共投資臨時交付金の振りかえ分の一般会計繰入金の増額及び事業費確定に伴う市債の減額であり、歳出においては施設管理費及び岩城地区に係る施設整備費を精算見込みにより減額し、予備費で財源調整したものであり、歳入歳出それぞれ713万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を14億8,498万6,000円としたものであります。

また、地方債補正であります。事業確定により簡易水道事業の起債限度額を変更したものであります。

次に、報告第14号平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款及び21款、歳出では11款であります。

まず歳入においては、14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金の増額で

あります。

21款市債では、公共土木施設災害復旧事業債の増額であります。

一方、歳出においては、11款2項公共土木施設災害復旧費では、市道鶴潟水沢線地すべり災害の復旧工事費を追加したものであります。

次に、報告第15号平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは歳出8款であります。

歳出8款6項住宅費では、住宅リフォーム資金助成事業費6,000万円を追加したものであります。

以上、ご報告申し上げました6件の補正予算専決処分報告につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例改正の案件であります。

議案第91号由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案であります。これは市内の上水道給水地域の料金を統一するための料金改定を行うに当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

現行料金については、本荘・矢島・由利・西目・鳥海の5地域において、用途別・口径別併用、用途別、単一などそれぞれ料金体系が異なっておりますが、新料金では給水管の口径別の料金体系に統一し、口径別の基本料金と従量料金の合計額により料金設定しようとするものであります。

この料金は、家庭用の口径13ミリメートルの場合、基本料金は一月につき840円、従量料金は1立方メートルにつき、10立方メートルまでは136円50銭、11～20立方メートルまでは157円50銭となるもので、口径13ミリメートルで、月5立方メートル使用の場合1,522円、10立方メートル使用の場合2,205円、20立方メートル使用の場合3,780円です。

また、料金改定を実施するに当たり、各地域の現行料金との増減、また、使用状況やメーター口径により料金が激変することがあることから、料金改定初年度に料金の増減する改定額の3分の2を控除し、2年目に改定額の3分の1を控除、3年目に新料金に完全移行する経過措置を講じようとするものであります。

なお、この条例案の施行日は平成23年4月1日にしようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました条例の一部改正案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、審査の過程で委員から「改定により料金が大幅に上がる地域もあることなので、市民に対する説明について十分理解が得られるように行っていただきたい」、また「今後、簡易水道事業との統合の計画もあることなので、所管課である上下水道課などとの連携を密にしながら今後の作業を進めていただきたい」との2点について意見がありましたことを申し添えます。

次に、平成22年度各会計の補正予算の案件であります。各会計に共通して職員人件費については4月1日付の定期人事異動に伴う補正であり、職員人件費を除く主なものについてご報告申し上げます。

初めに、議案第94号平成22年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款、14款、15款、20款及び21款、

歳出では4款、6款、8款及び11款であります。

まず歳入において、12款2項5目土木費負担金では、電線共同溝建設費負担金の増額であります。

14款国庫支出金では、地域活力基盤創造交付金の増額及び本荘中央地区土地区画整理事業費補助金の減額であります。

15款県支出金では、2項7目土木費補助金において、秋田県公共団体施行土地区画整理事業費補助金の増額が主なものであります。

20款諸収入では、強風被害による東由利地域の除雪機械車庫シャッター修繕に係る保険収入及び鳥海地域に係る市営住宅合併浄化槽管理費負担金を増額補正しようとするものであります。

21款市債では、道路改良事業債及び区画整理街路事業債の増額、本荘中央地区土地区画整理事業債の減額であります。

一方、歳出において、4款衛生費では、簡易水道事業特別会計への繰出金の減額及び小規模水道事業費の増額であります。

6款農林水産業費では、1項8目集落排水事業費において、集落排水事業特別会計への繰出金の増額であります。

8款土木費では、定住自立圏推進事業に係る道路維持事業費及び道路パトロール車購入など除排雪費の増額、地域活力基盤創造交付金事業における道路新設改良費及び橋梁新設改良費での組み替え補正等、本荘中央地区土地区画整理事業費の増額、下水道事業特別会計への繰出金の増額及び都市下水路管理費の改良工事費の追加が主なものであります。

11款2項公共土木施設災害復旧費では、市道境善徳線復旧工事及び小破災害復旧に係る事業費を追加しようとするものであります。

次に、議案第97号平成22年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では一般会計繰入金の増額であります。

一方、歳出では、蟻山第二幹線改良工事に伴う既設污水管移設に係る実施設計委託料の追加等と給料等の職員人件費の減額により、歳入歳出それぞれ126万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を25億6,931万5,000円にしようとするものであります。

また、継続費補正であります。特定環境保全公共下水道事業費の道川処理区について、脱水污泥の目標含水率の変更に伴い、脱水機の機種変更など脱水機設備の機械工事に係る経費3,000万円を追加し、継続費の総額を1億3,400万円にしようとするものであります。

次に、議案第98号平成22年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では一般会計繰入金の増額であります。

一方、歳出では、これまで兼務等のため一般会計に予算措置していた給料等の職員人件費について、当該事業に従事する職員分を特別会計に一本化して措置することなどによる職員人件費の増額により、歳入歳出それぞれ2,086万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を23億7,401万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第99号平成22年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では一般会計繰入金の減額であります。

一方、歳出では、岩城簡易水道整備事業費での組み替え補正と給料等の職員人件費の減額により、歳入歳出それぞれ412万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を12億1,773万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第101号平成22年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入においては、人事異動に伴う子ども手当等について一般会計からの繰出金を28万円減額し14億3,831万5,000円に、また、同じく支出においては、人事異動に伴い職員人件費1,953万4,000円を減額し12億8,697万8,000円にしようとするものであります。

一方、資本的支出においては、人事異動に伴い職員人件費214万4,000円を増額し17億6,707万1,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第102号平成22年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入においては、人事異動に伴う子ども手当等について一般会計からの繰出金を34万2,000円増額し10億2,698万2,000円に、また、同じく支出においては、人事異動に伴い職員人件費5,000円を減額し9億7,475万円にしようとするものであります。

一方、資本的支出においては、人事異動に伴い職員人件費6万4,000円を増額し4億8,591万5,000円にしようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計、計6件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、議会運営委員長の報告を求めます。8番高橋信雄君。

【議会運営委員長（高橋信雄君）登壇】

議会運営委員長（高橋信雄君） 議会運営委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会において当委員会が審査いたしました案件は、陳情第4号由利本荘市議会議員の条例遵守と議事に利害を有する議員の除斥を求める陳情の1件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

この陳情は、地方自治法、公職選挙法、由利本荘市議会議員政治倫理条例にのっとり、違反、抵触する議員に対し退職を勧告するか、法令にのっとりた処罰を検察庁に提出することを求める陳情であります。

審査において「陳情者の願意に不明瞭な部分がある」、「地方自治法における議員の除斥及び由利本荘市議会議員政治倫理条例における勧告は同法・同条例に基づいて行われている」、「地方自治法における議員の兼業禁止及び議員の除斥と由利本荘市議会議員政治倫理条例における市との請負契約等に対する遵守事項等の規定を混同している」、「陳情者へ願意を確認すべきである」などの意見が出されました。

陳情理由やこれらの意見、また法解釈の観点などから総合的に勘案した結果、継続審査にすべきとの意見も出されましたが、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 以上をもって、各委員長の審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。関連または必要と認めるときは、議案・陳情等を一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、報告・議案・陳情等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略したいと思っておりますので、ご了承願います。

議長（渡部功君） 日程第4、報告第2号税条例の一部を改正する条例専決処分報告及び日程第5、報告第3号都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって報告第2号及び報告第3号の2件は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第6、報告第4号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって報告第4号は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第7、報告第5号浄化槽施設条例の一部を改正する条例専決処分報告を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって報告第5号は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第8、報告第6号平成21年度一般会計補正予算専決処分報告を議題といたします。

各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって報告第6号は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第9、報告第7号平成21年度国民健康保険特別会計補正予算専決処分報告及び日程第10、報告第8号平成21年度奨学資金特別会計補正予算専決処分報告の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって報告第7号及び報告第8号の2件は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第11、報告第9号平成21年度下水道事業特別会計補正予算専決処分報告から日程第13、報告第11号平成21年度簡易水道事業特別会計補正予算専決処分報告までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって報告第9号から報告第11号までの3件は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第14、報告第12号平成21年度休養宿泊施設運営特別会計補正予算専決処分報告及び日程第15、報告第13号平成21年度スキー場運営特別会計補正予算専決処分報告の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって報告第12号及び報告第13号の2件は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第16、報告第14号平成22年度一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告及び日程第17、報告第15号平成22年度一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告の2件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって報告第14号及び報告第15号の2件は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第18、議案第85号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第85号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第19、議案第86号税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

3番（佐々木隆一君） 私は、議案第86号由利本荘市税条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を申し上げます。

本議案の条例一部改正は国の地方税法改正を受けてのもので、市が独自に改正に係るものではありませんので、ご容赦願いたいと思います。

この条例では、16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除の廃止、16歳以上19歳未満の扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ部分を廃止するとしています。また、たばこ税の引き上げ、投資に対する優遇もあります。

たばこ税の税率引き上げについては、喫煙による健康の問題、喫煙しない人への悪影響、そして医療費への影響などもあり増税になりますが、このことについては賛成であります。しかし、たばこへの増税をする場合は、たばこの被害に苦しんでいる人たちへの対策や医学研究、予防対策などの予算措置を明らかにし、増税分をその財源に充てるなど、国民の健康に資するという立場が明らかでなければなりません。その点は不明確、

不十分だということをつけ加えておきます。

扶養控除廃止と投資への優遇措置には反対であります。扶養控除廃止は子ども手当との関連で出されてきたもので、手当を出す財源を扶養控除廃止による増税で埋めるべきではないと考えるものであります。

民主党中心の政府は各種の財源確保のために仕分けをしましたが、求める財源は出てきませんでした。仕分けの対象が偏っていたからであります。仕分けの対象にすべきものには、米軍への思いやり予算、米軍のグアムへの移転費用、軍事費、政党助成金、官房機密費などもあるのに、そこには手もつけず、あえて避けていました。

また、財源の最もかなめになる大企業への優遇税制度にも目を向けてません。法人税率は89年度当時は40%だったのを、財界の意向を受けて97年度には37.5%に下げ、さらに99年度に30%へ引き下げました。

消費税が導入されて22年になりますが、消費税の税収入は累計で224兆円となりました。同じ期間で、財界への減税政策によって法人3税（法人税、法人事業税、法人住民税）の累計は208兆円と大きく下がっています。法人税の減収分を消費税で穴埋めしたことになります。大企業優遇は、このほかにも連結決算制度、研究開発減税などもつくられています。

条例改正には投資に対する優遇もありますが、これまでに証券優遇税があり、証券の取引による収入にはかつては20%の税率でした。それが、ここ数年10%に減らし、多くの批判があるにもかかわらず優遇を続けています。庶民の預貯金には20%の税率がかけられたままと比較しても、優遇状態がわかると思います。

以上述べた観点から、市の責任ではありませんが本案には反対するものであります。

以上であります。

議長（渡部功君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。

委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第86号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第20、議案第87号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第87号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第21、議案第88号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

3番（佐々木隆一君） 教育民生常任委員会審査報告で委員長に質問いたします。

議案第88号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。

教育民生常任委員会へ税務課が提出した資料によれば、この条例改正案では所得階層ごとのモデルケースがあります。事業所得年100万円、これは2割軽減がかかっていますが、前年比14.5%の値上げで、2万6,000円の値上げであります。そして20万5,300円になります。所得に占める国保税の割合が20.5%であります。また、モデルケース所得180万円の場合、前年比14.33%、4万8,300円の値上げであります。これも所得に占める国保税の割合が21.4%であります。38万5,400円になります。所得380万円の場合、前年比17.76%、10万7,100円の値上げで、71万100円あります。これも所得に占める割合が18.6%あります。

所得に占める割合の平均が、モデルケースの場合20.1%あります。所得の2割が保険税であり、これではとても払いたくても払いきれない状況になります。

「所得200万円保険料が42万円。」とある新聞に記事がありました。大阪府の門真市の例であります。国保料を少しでも滞納している世帯の割合が何と7割になっているそうです。当然、国からペナルティーを受ける指標にあり、国は加入者の約半数が無業者であり、国保の加入者が公的医療機関の中で最も所得が低いにもかかわらず、最も高い保険料を払うことになります。

後で詳しく述べますが、1980年代以降、現在に至るまで、国保の国庫負担率を減らしてきていることが大きな原因になってきていることは明白であります。

先ほども述べましたが、本市でも条例改正で平均20.1%あります。そのため収納率も年々下がり、平成17年91.18%から平成21年は87.55%、8割台にまで下がっています。

そこで質問であります。このような厳しい状況下で、委員会での議論に市民の皆さんからの立場でのご意見や要望などがなかったものかどうか、質問をするものであります。

以上であります。

議長（渡部功君） 委員長の答弁を求めます。17番長沼久利君。

【教育民生常任委員長（長沼久利君）登壇】

教育民生常任委員長（長沼久利君） 佐々木隆一議員の質疑に対して答弁をさせていただきます。

委員会でも市民の直接的な負担になるということで再三審査をさせていただきました。そういう中でまとめの段階で、また再度職員の方にお話を伺うということで、納得しきれないというような思いで再三審査をさせていただきました。

そういう中で一つの要因として、やはり国保税の仕組みをしっかりと理解することがまず一つ基本ではなかろうかなと私は思いました。現行の制度では保険給付に対して国・県定率での負担及び補助金が交付されるわけでありますけれども、それ以外は基金または一般会計からの繰り出し、正確なその要素を含まない部分については国保税で賄うという一つの仕組みが成り立っているというように説明を受けています。

それに基づきまして、課長、担当職員から今回の必要性について資料にもありましたとおり、1番目の改正点の要因としては、被保険者の高齢化や平成20年度の医療改革等に伴い給付費が増加しているということでありました。この医療制度改革というものを調べてみましたら、退職医療者制度が原則廃止になって60歳から74歳までの退職被保険者となっていたものが平成20年度から65歳以上は一般保険者となったということでありました。そして社会保険からの交付金が減少し、そしてなお今、給付費が増加しているというような説明をいただいております。

また、20年度に新設されました後期高齢者医療制度に伴う前期高齢者交付金の精算ということで、国保に行ってもいいよ、後期高齢者に行ってもいいよという流れの中になったわけでありますけれども、いずれこの精算によって5億1,000万円が減少するというような説明をいただいております。それとあわせて、近年の経済情勢の低迷により市民の所得が大幅に下がっているということで、国保税の世帯の課税所得が大きく落ち込んだと説明をいただきました。

さらに先ほどのシミュレーション、佐々木隆一議員が話しましたけれども、このモデルケース、100万円、180万円、380万円というモデルケースがありました。20.5%、21.4%、18.6%という数字がありました。委員の方々から、「低所得者に対するいろんな負担が多いのではないか」というような質疑がありました。そうしている中に、世帯所得103万円以下の国保税加入者数は全体の63%を占めているということであり、63%。そして先ほど20%であるから多いのではないかという質問でありましたけれども、そのモデルケースの中では2割軽減という一つの優遇策を設けているということであり、そして、その先ほど高所得者18.6%ということでありましたけれども、いずれこの財源が不足するために苦肉の策でやっぱりここまで来たということであり、低所得者にも配慮しながら高所得者にも配慮したというように伺っております。それとあわせて、「国保税の応能割、応益割というものはどういうものですか」という委員の質問もありました。おおむね50対50を基本にしているということではありますが、「応益割が高い場合は特に低所得者層の負担が増します。そして、一方、応能割が高くなると高所得者層の増税にならず中間所得者層の負担が大きくなる」というような、そういう丁寧な説明もいただいております。

ですから、私たちは市民の負担になるということで大変心配をしながら慎重に慎重に審査をさせていただきましたけれども、医療費が毎年3%ずつ上がっているという現状では、これはいたし方ない、やむを得ないというような判断で可決ということにさせていただきましたことをご報告いたします。

以上です。

議長（渡部功君） 3番佐々木隆一君、再質疑ありませんか。

3番（佐々木隆一君） ありません。

議長（渡部功君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

3番（佐々木隆一君） 私は、議案第88号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論いたします。

「命を守るべき医療保険の負担が重すぎて病院にかかれず、命を落とす。こんな国であってはいけない」。これは3月4日の参議院予算委員会で日本共産党の小池晃議員は、国保料高騰の最大の原因が国庫負担の減額にあることを告発しました。国保会計に占める国庫負担の比率が約50%から25%に半減し、1人当たりの保険料が4万円から8万円に倍増した経過を示したパネルを掲げました。

1984年、国保法を改悪。医療費の45%だった一般被保険者への国庫負担率を38.5%に減らしました。全額国庫負担で賄っていた市町村国保の事務費への支出も92年に全廃しました。低所得者の保険料減額のための公費も全額国の負担だったものを、84年に8割に減額。その後、5割に下げ、その後また定率から定額へと次々削減しました。

こうした事務費などを含めた市町村国保の財政全体に占める国庫負担の割合は、低下し続けてきたのであります。

収入に占める保険料の割合を見ると、低所得者層が入る国保がサラリーマンが入る被用者保険の倍以上の負担を強いています。この重い負担が未納・滞納につながっています。

国が定める保険料の減額制度は不十分で、無収入でも免除になりません。医療はお金で左右されず、憲法の生存権を具体化、社会保障として付与されなければなりません。国保はその最後のとりでであります。ですから、本来国が国保を支えなければなりません。多額の保険料を払えないと利用できない現在の国保は、この本旨から離れたものになっているのではありませんか。

厚労省は5月、国保の年間保険料の上限額現行63万円を来年度にまた4万円程度引き上げる方向で検討に入ったようであります。国庫負担率が減額されて保険料が上がると、滞納・未納の世帯がふえる。滞納世帯がふえると、財政が悪化して保険料が上がるといふ悪循環が続いています。その結果が、払いきれない保険料、市民を苦しめる保険料となっています。まさに負のスパイラルではありませんか。

けさもある職員に国保税の掛金のことを話ししましたら、「まさに貧困と格差の拡大だな」と批判的でありました。

社会保障を切り縮めた自民党政治が医療保障である国保を変質させてきたのは事実であります。「命を守る政治」、これは鳩山前首相が繰り返し使った言葉であります。「命を守る政治をやると言うなら、国庫負担をふやして保険料を下げる姿勢を示すべきであります」と、前出の予算委員会での小池議員の質問に、鳩山前首相ですら「財政確

保に努力したい」と答弁せざるを得ませんでした。わずか8カ月で国民から見捨てられ、政権を投げ出し短命内閣で終えた鳩山前首相、それを受けた菅内閣の衆参両院での日本共産党の代表質問でも、米軍普天間基地、経済財政、社会保障など、平和と国民の暮らしにかかわる諸問題で菅首相のアメリカと財界大企業への追随、反国民的な姿勢が明らかになりました。社会保障の分野では、民主党政権がみずから公約していた後期高齢者医療制度を先送りにし、病院窓口3割負担では、2003年に民主党の当時代表を務めていた菅氏のもとで3割負担撤回法案を日本共産党とともに提出し、同年のマニフェストでも「受診抑制を解消し、早期治療を促進するためにも自己負担は2割に引き戻す。」と公約していたのであります。これを指摘されながらも全くその意思はないと背を向けました。

強い社会保障、強い財政と言うのであれば、大企業応援から国民生活応援に転換し、社会保障費削減路線による傷跡をただすべきなのに、逆に法人税節税の穴埋めに消費税の増税を要求する財界に呼応しているわけであります。

振り返って国保を再生させるには、潜在化している市民、国民の声を大きくし、マスコミやあらゆる関係機関を通じて国民世論に訴えることが、国保再生へつながる契機になればと考えるものであります。

繰り返しになりますが、菅氏は社会保障の財源に消費税増税を主張する自民党と検討会議をつくるとしています。財界の言いなりに大連立で消費税を増税する企てにも厳しい審判が求められていることもつけ加えておきます。

以上、反対討論といたします。

議長（渡部功君） ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。

委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第88号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第22、議案第89号PR館おおうち条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第89号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第23、議案第90号火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第90号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第24、議案第91号上水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。18番伊藤順男君。

18番（伊藤順男君） 少し長くなりますのでこの際休憩をお願いします。

【「賛成」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ただいま18番伊藤順男君から休憩の動議が出されました。動議に賛成諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 本動議は成立いたしました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時09分 休 憩

午後 0時59分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（渡部功君） 日程第24、議案第91号上水道事業給水条例の一部を改正する条例案の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。18番伊藤順男君。

【18番（伊藤順男君）登壇】

18番（伊藤順男君） 議案第91号由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、建設常任委員長に質問をしたいと思います。

この条例は新市の懸案事項でありました、合併後3年をめぐりに水道料金を同一サービス、同一負担の原則のもとに、本荘・由利・西目・矢島・鳥海の水道料金を改定しようとするものであります。

さて、私は6月7日の本会議におきまして、議案第91号の料金改定に当たって市民への説明ということで当局に質問をいたしました。

ガス水道局からは、この市民への説明の質問に対し、これまでの経緯であります、5月18日に全員協議会を開いていただいたと。そして本会議で条例案を提出と。議決後に市民に説明と。これがガス水道局のこれまでの基本的な考え方であり、これまでもそうやってきたと、こういうようなお話であったわけであります。

これに対して私は、議決前に市民への説明が必要でないかというようなことでお聞きしましたところ、工事発注にかかわる日程の関係、あるいは厚生労働省への認可等々急を要したというようなことであります。

さて、同じ建設常任委員会所管の簡易水道、下水道料金の統一におけるプロセスにおいては、議会全員協議会、市民への説明を終えた後、今回の場合であれば9月定例議会での議案提出予定と。そして平成23年4月1日から全市料金統一予定というようなことであります。

そこで建設常任委員長に質問をいたします。

由利本荘市、あるいは同じ建設部所管の観点に立ってというような意味であります、ガス水道局では議会議決後に市民説明というようなことでありまして、一方、建設部においては市民説明後の9月定例議会に議案提出予定というようなことになっているわけであります。このことに対しましての議論があったかなかったかお聞きするわけであります。

2つ目であります。ガス水道局は上水道料金統一、これは5地域というようなことになるわけでありますが、統一について「本議会で議決後、市民への説明」と、このように言っておるわけであります。

さて、委員長報告では「料金が大幅に上がる地域もあることから市民の理解が得られるようにとの意見があった」と、このように報告をされておるわけであります。その周知方法はどのようなものがあったか、その点についてお聞きします。

3つ目であります。委員長報告では「所管の簡易水道、下水道等の料金統一計画もあることから、上下水道課との連携を密に今後の作業を進めていただきたい」との報告であります、市民説明についての概要を把握していたらお聞きしたいと思えます。

4つ目であります。他市においては、水道事業における効率的な施設整備と健全な事業経営を図るため、水道料金等審議会、あるいは協議会というものが設置されておるようであります。今回このような説明で私が調べた中では、横手市においては水道事業経営協議会設置要綱という中でやっておりますし、湯沢市においては簡易水道等運営協議会設置に関する条例、ここは条例ですね。山形市水道料金審議会、これは必要に応じて審議会をやっていると。あるいは鶴岡市、ここにおいては水道事業経営審議会条例というようなものがありまして、審議会は市長の諮問に応じ、水道事業の経営に関する事項を調査、審議するというようなことで、諮問機関を設けておると。等々あるわけでありまして、こういうようなことが今回の議論にあったかなかったかをお聞きしたいと思えます。

以上であります。

議長（渡部功君） 委員長の答弁を求めます。24番本間明君。

【建設常任委員長（本間明君）登壇】

建設常任委員長（本間明君） 伊藤議員から、議案第91号の本市の上水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましての質問をいただきました。

本案件は、特に市民が毎日使います水道の料金を基本的に同一のものにする、あるいはこれまで個々料金の算定がばらばらであったものも統一をしながら、しかもその先には議員皆様方も御承知のとおり、この先の整備計画にのっとり浄水場の新設等々がありまして、平均して15.7%の値上げをせざるを得ないという中身も含めた大変重要な案件でございました。そういう意味からも、委員の皆さん方にはどうかひとつ慎重な審査をお願いをしたいということで審査をさせていただきました。

審査につきましては、大きく2点。まず第1点は、基本料金等々の、要するに料金絡みの数字に関することについて、前段皆さん方からそれぞれ委員の思いについて述べていただきました。後段は、もちろん伊藤議員からさきの本会議で提出議案に対する質疑もございましたので、この先の特に値上げが予定される地域に対する説明責任をどのように当局に果たしていただくのかというふうにして、大きく2つに分けて議論をさせていただきました。

審査の過程の中では、料金等についてはいろいろ議論を尽くした中で、そのことについては特に委員の皆さん方からご異論はございませんでした。ただ今質問がありましたように、市民に対する説明責任をどう具体的に果たしていくのかということで、今の質問の第1点は、ガス水道局の説明の仕方と、それからこの先予定される簡易水道及び下水道の説明の仕方の順序が違うのではないかと、その辺の議論をどのようにしたのかというご質問でございました。これは本会議での企業管理者の答弁、すなわち地域協議会等についての説明については、とりあえず考えてはいないという答弁であったと記憶しております。委員会の審査の中で、その点の問いただしもありました。企業管理者は、あくまでも最高議決機関である議会の議決を得てから市民の方へ説明をしたいという、その考え方には揺るぎがなくて、それはそのように通されました。ということで、ただ委員からは、その説明責任で再三いろんなご意見が出たものですから、6月8日が委員会の審査の日でございましたけれども、その席上で「6月14日に矢島地域で地域協議会が開かれる予定であるので、その際に説明をいたしたい」というふうなお話でございましたので、それが前段でございました。翌日、上下水道課の審査がありまして、その点の絡みの議論もございましたら、翌日になりまして建設部長の方から、「その先、6月に入って東由利と本荘地域の地域協議会が開かれる予定なので説明をします」というお話でしたものですから、建設部長に、「じゃあこの地域協議会っていうのはきのうのガス水道局の説明では1日の矢島の件しかなかったし、今1日たったならなぜ2日のところが今出てきたんだ」。これは建設部長からは、「恐らくこの限られたときに決められた日程なのではないか」というふうな答弁がございました。そういうやりとりもあったものですから、先ほど委員長報告で申し上げましたように「市民説明を的確にやることと、それからガス水道局と建設部関係、要するに上下水道課の連携を密にしながら、この先の説明責任をきっちり果たしていただきたい」という意見を申し上げさせていただき、委員長報告をさせていただいたというのが第1問目の私からの回答でございます。

それから確か2問目については、この先の上水道に関してガス水道局でどのような市

民への説明を考えているのかということについて具体的に説明をしていただきたいという質問であったように思います。

先ほど申し上げたことを踏まえながら、委員の方からこのようなご意見がございました。というのは、「少なくとも地域協議会に説明をしたとしてもそこには町内会長の代表だけが参加するのであって、このことについては各町内会長さんにもぜひ現場に立って、要するに由利原の浄水場の予定地、あるいは子吉浄水場、蟻山も含めて、そこに特に本荘地域であれば130の町内会で協議会もできたということですから、その皆さん方を現地にまずご案内をして、なぜ今回このように皆さん方に改定をお願いするのかということをご説明をするのも非常に理解を得る上でいいのではないか」ということのご提案もございました。上下水道課長から「はい、考えます」ということでの答弁が出ましたので、その先のことについては検討しながら、町内会長さん方にもる現場で説明するような状況になるかと、私はそう思っております。

それから簡易水道、特に下水道含めて、それは建設部の上下水道課が所管をしているわけですが、この後の説明責任についてどのように言っているのかという質問であったと思います。

実は上下水道課は伊藤議員もご案内のとおり、昨年12月の議会に松ヶ崎の簡易水道の値上げ、しかもこの春から、ましてこの先の条例案が通れば3年連続の値上げという大変厳しい案が示されてありました。その際、建設部含めて上下水道課では松ヶ崎地区に先にお伺いをして、各町内会長さん方にもご説明を申し上げ、そして所管である私も建設常任委員会としても委員会の審査の途中での現地調査として松ヶ崎にお邪魔をしながら町内会長さんに御足労をいただきながら、議会の立場でも説明をさせてもらったという経緯があります。内部的にはいろいろあったろうとは思いますが、殊さらまず大方の松ヶ崎の皆さん方には、まずご理解をいただいて比較的スムーズに移行したという経験を建設部の方ではお持ちなものですから、ですから当然やり方についてはそのことも我々はまず部長から言わせれば勉強させていただいているということで丁寧この先説明をしたいと。基本は地域協議会になるけれど、それぞれの地域地域で、地域でもっと詳しく説明をしていただきたいという要請があれば、それはまず個別に町内会ごとは大変難しいと思うけれども、地域ごとであれば参じて説明をさせていただきたいと。本荘地域については上下水道課、それから周辺については総合支所にそれぞれ職員に勉強会をきちっと開いて、違ったような説明にならないような配慮をさせていただきながら、この先説明をさせていただきたいということでの説明がございました。

それから4点目の水道事業における、要するに審議会といいますか諮問委員会を設置をしながら、恐らく専門的な立場の皆さんからも今回の料金の改定案等々、統合案について広くやっぱり議論をしてやった方がよかったですのではないかと意味合いのご指摘であったろうと思いますが、これはまことに申しわけございませんけれども、委員の皆さん方からそのようなご提案なり、ご指摘はなかったので、ありませんでしたとお答えするしかございません。

以上が伊藤議員からの質問に対する委員長としての答弁とさせていただきたいと思っております。

議長（渡部功君） 18番伊藤順男君、再質疑ありませんか。

18番（伊藤順男君） 建設常任委員長、委員会も含めてであります、いわゆる市民への説明というようなことで相当突っ込んだ、しかも吟味した中で審議されたというふうに今うかがわせていただいたところでありまして、委員皆様に私は敬意をあらわしたものだ、このように思っていたところでありまして。どうぞひとつ、きょうのこの委員長の報告がまさしく私はそのとおりだろうなというふうに思っているわけでありまして、委員会の報告のような形で今後進められることを願いながら、希望的になるかもしれませんが、質問にならないかもしれませんが私の再質問、再要望とでも言いましょか、させていただきたいと思えます。

以上であります。

議長（渡部功君） 伊藤議員、答弁必要ですか。

18番（伊藤順男君） いらぬです。

議長（渡部功君） ほかに質疑ありませんか
【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第91号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第25、議案第92号道川地区地域水産物供給基盤整備第15103号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第92号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第26、議案第93号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第93号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第27、議案第94号平成22年度一般会計補正予算を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第94号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第28、議案第95号平成22年度情報センター特別会計補正予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第95号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第29、議案第96号平成22年度介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第96号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第30、議案第97号平成22年度下水道事業特別会計補正予算から日程第32、議案第99号平成22年度簡易水道事業特別会計補正予算までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第97号から議案第99号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第33、議案第100号平成22年度スキー場運営特別会計補正予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第100号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第34、議案第101号平成22年度水道事業会計補正予算及び日程第35、議案第102号ガス事業会計補正予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第101号及び議案第102号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第36、陳情第4号由利本荘市議会議員の条例遵守と議事に利害を有する議員の除斥を求める陳情を議題といたします。

議会運営委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番作佐部直君。

【6番（作佐部直君）登壇】

6番（作佐部直君） 私は、陳情第4号由利本荘市議会議員の条例遵守と議事に利害を有する議員の除斥を求める陳情の審査の内容について、議会運営委員長に2点お尋ねをいたします。

さて、庶民宰相とも呼ばれた故田中角栄氏は、昭和42年の中央公論6月号の中で「陳情は、現代の議会制民主主義制度のもとで必要不可欠な主権者の権利行使であり、提言ともいうべきものだ。」とし、さらに「国民が立法府、あるいは行政府に対して社会生活上のさまざまな問題を持ち込むというのは、最も至極当然なことで、陳情という言い方が悪ければ、主権者の提言と言ってもよい。国民が立法や行政府に対して陳情するのは、株主が取締役会に対して累積投票権を要求するのと同じことで、選挙民だから、投票された側は請願、陳情はいつでも聞く耳を持たなければならない。国民にとっても、それが憲法でちゃんと認められており、主権者の請願、陳情権は憲法上の大権と言ってよい。」と述べています。

また、東京市会議員から中央政界入りし、代表的な党人政治家であった大野伴睦氏は、その回顧録の中で「多くの人たちの頼みごとを政治の上にどんどん反映させようと努力すると、世間では陳情政治と批判する。しかし、民主政治から陳情を除いたら、そこに残るものは明治の初めから築かれてきた官僚政治でしかない。お役所という官僚の安住の地で考えられる政治は、彼らの勢力拡大の政治である。」と、まさに傾聴すべき陳情政治論を述べております。

さて、今般、渡部議長の主導により、無所属を含む各会派からそれぞれ委員を選出し、（仮称）議会改革検討委員会が発足する運びとなりました。いよいよ私の大きな公約で

ありました議会基本条例の制定を視野に入れ、議員定数や報酬のあり方、あるいは一問一答方式による緊張感のある議案審議の実現に加えて、議員の政治倫理の抜本的な見直しも図られようとしているのは、まことに喜ばしいことと考えます。

しかしその矢先に、喫緊の重い課題である市議会議員の政治倫理に関する市民からの陳情が議会運営委員会に付託され、不採択とされました。

そこで高橋委員長にお伺いをいたします。

委員会審査では、市民からの請願・陳情の審査は、まず趣旨の説明があり、それに対する質疑、答弁の後に、賛成か反対の討論を行って採決という審査手順となります。この本来の手順のもとに採決が進められたのかどうか、これが第1点目であります。

さらに、陳情の内容について十分な趣旨説明が行われたかどうかについてお伺いをいたします。

なぜなら、平成18年12月議会において同じ市民から提出された類似の陳情の審査では、委員会に本人を呼び、願意の詳細な説明を受けた後、趣旨採択となりました。今回の審査において陳情者の願意をもっと精査し、継続審査にすべきとの意見があったとの報告でありましたが、我が会派の佐々木慶治委員も同様の発言をいたしております。

ところで、平成3年4月2日に地方自治法の一部改正が行われ、第109条第6項に、委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めるときは参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるようになりました。

ご報告の中に「陳情者の願意に不明瞭な部分がある」とのことでした。それではなぜ、これまでのように陳情者を参考人として委員会に出席を求め、その願意を確かめ、不適切な文言の整理などがなされなかったのか。

以上、この2点についてお伺いをいたします。

議長（渡部功君） 委員長の答弁を求めます。8番高橋信雄君。

【議会運営委員長（高橋信雄君）登壇】

議会運営委員長（高橋信雄君） ただいまの作佐部議員の質問にお答えいたします。

質問が2点ということでしたが、1点目、本来の手順に基づいて処理をされたかという点だと理解しております。2点目、趣旨の説明、十分な説明が行われて進められたのか。平成18年のときには陳情者に願意をお聞きして進められているのではないかという、大まかにいって2点だったと理解しておりますが、そのような形で理解して質問にお答えしたいと思います。

議会運営委員会においては、他常任委員会と異なって全会派から委員が出ておりますので、無所属の議員も委員外委員として出席されておりますので、全議員に十分な説明がなされておるとは思われますが、質問でしたので私の方からお答えいたします。

1点目の本来の手順に基づいて行われたかというのは、そのように進められたと思っております。手順について他委員から異論が出たという記憶はありませんので、そのように進められたと理解しております。

2点目、十分な説明が行われて、参考人等の招致をしなかったのかという議論に関しましては、平成18年には陳情者より願意がはっきりしておらないということから、委員長、副委員長が陳情者に願意を伺って委員会審査を行った例があるという報告がありました。手続的には、陳情者に公式に伺うことが適正でない、もしくは望ましい行為では

ないという説明があって、願意を伺ってはとの意見もありましたが、平成18年とは同様とせず、ぜひわかる審理を行ってはとの意見から審査を行っております。

また、不明瞭な点があるという意見を報告しておりますが、委員の質疑であって、委員会の不明瞭という意見ではありませんので、このように平成18年とは同様とせずという形で進められた中では、他委員からは同様に行うという質問は後には出なかったというように記憶しております。

そのようなことから、「今回は陳情者に願意を伺うような作業をせずに採決に諮っては」という意見もありまして、審査をしたところ、全会一致での不採択となった次第です。

以上です。

議長（渡部功君） 6番作佐部直君、再質疑ありませんか。

6番（作佐部直君） ありません。

議長（渡部功君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。

委員長報告は不採択としておりますが、本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

繰り返します。

陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立少数であります。よって陳情第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第37、陳情第5号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって陳情第5号は、採択することに決定いたしました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休 憩

午後 1時45分 再 開

議長（渡部功君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情第5号に係る委員会発案第3号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを日程に追加することにいたしました。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております委員会発案第3号を日程に追加することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第38、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により提案説明を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第3号は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第39、委員会発案第3号を議題といたします。

採決いたします。本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第3号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議長（渡部功君） 以上をもって今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしま

した。

去る5月31日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成22年第2回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時48分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

副議長 土 田 与七郎

議 員 高 橋 和 子

議 員 堀 友 子